

保険証や受給者証などが新しく



- 国民健康保険
- 後期高齢者医療制度
- 乳幼児等医療費
- 重度心身障害者医療費
- ひとり親家庭等医療費

現在ご使用の保険証や受給者証などの有効期限は、7月31日となっております。8月以降は使用できなくなります。
7月中に新しい保険証や受給者証などを送付しますので、8月以降はそちらをご使用ください。これまでの保険証や受給者証などは、各担当の窓口に戻却いただくか、ご自身で裁断し処分してください。

【新しい保険証や受給者証などの有効期限】
令和2年7月31日

後期高齢者医療 限度額適用認定証

【限度額適用認定証の対象は？】
次のうち、現役並みⅠまたはⅡに該当する方です。

| | |
|-------|--|
| 現役並みⅢ | 市・道民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者 |
| 現役並みⅡ | 現役並みⅢに該当せず、市・道民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者 |
| 現役並みⅠ | 現役並みⅢとⅡに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者 |

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証 (黄緑色)

後期高齢者医療被保険者証 (橙色)

後期高齢者医療制度

減額認定証の対象は？

減額認定証の交付要件は次のとおりです。

| | |
|-----|---|
| 区分Ⅰ | 世帯全員が市・道民税非課税で次のいずれかに該当する方 ●世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下） ●老齢福祉年金を受給している |
| 区分Ⅱ | 世帯全員が市・道民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 |

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (黄緑色)

【限度額適用認定証・減額認定証の申請】

新たに対象となる方は、申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

問合せ
市国保医療助成課医療助成グループ

ひとり親家庭等医療費受給者証

ひとり親家庭等医療費受給者証 (黄色)

重度心身障害者医療費受給者証

重度心身障害者医療費受給者証 (緑色)

乳幼児等医療費受給者証

乳幼児等医療費受給者証 (白色)

医療費助成制度

保険証や受給者証などは、とても大事なものです。紛失したり、汚れたり、破れたりした場合は、速やかに再交付の手続きをしましょう！

7月31日までに届かない場合は、お問い合わせください
限度額適用認定証と減額認定証の場合は、課税状況が変わった、市・道民税の申告をしていないなどの理由が考えられます

【基本的に手続きは不要ですが…】
所得が基準額を超えていて平成30年度は受給資格がなかった、市外から転入したなど、書類の提出が必要なお方には、6月に案内を送付いたします。忘れずに書類を提出してください。

問合せ
市国保医療助成課医療助成グループ

【有効期限の注意事項】

更新日までに75歳に到達する方や、現在の保険証に「退職」の表記がある方などは、有効期限が異なる場合があります。

国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証 (薄いベージュ)

国民健康保険

【保険証と高齢受給者証が一体化】

70歳から74歳の方には、従来、保険証とは別に、高齢受給者証を送付していましたが、8月1日から、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の1枚となります。

国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証

国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証 (2割)

保険証の中に兼高齢受給者証と負担割合が記載されます

国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証

一体化

問合せ
市国保医療助成課国保グループ

問合せ
市国保医療助成課国保グループ

問合せ
市国保医療助成課国保グループ